



Title	インド近代史への視角(3) : ラーラー・ラージパット・ラーイの活動に寄せて
Author(s)	桑島, 昭
Citation	大阪外国語大学学報. 1980, 49, p. 31-39
Version Type	VoR
URL	https://hdl.handle.net/11094/80795
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

インド近代史への視角 (3)

—ラーラー・ラージパット・ラーイの活動に寄せて—

桑 島 昭

A Study on Modern Indian History (III)

—with special reference to the thought and activities of Lala Lajpat Rai—

Sho KUWAJIMA

This is the third part of my work on Lala Lajpat Rai. The first and second parts appeared in the Journal of Osaka University of Foreign Studies, No. 37 (1976) and No. 46 (1980).

In this part I tried to examine the meaning of the continuity and discontinuity between the Nehru Report and the Constitution of India, and paid attention to the reason why Rai declared, "From this report onwards there starts a new stage of India's struggle for freedom."

It may be concluded that 'Nationalism' and 'Communalism' of Rai were facing severest trials in the context of growing political trends in the end of 1920's, and his strong support to the Nehru Report did not mean the departure from his political ideas in 1920's, but the crystallization of them.

But, his act of 'Simon Boycott' and tragic death formed a prelude to the National Liberation Movement in 1930's.

CONTENTS

5. The Nehru Report and 'Simon Boycott'

(1) The Nehru Report—a historical appraisal—

(2) 'Simon Boycott' and the political thought of Rai in the end of 1920's

6. From Rai to Bhagat Singh (to be continued)

第5章 ネルー報告と「サイモン・ボイコット」

— ネルー報告とラーイ

1928年のサイモン委員会ボイコット運動のさなか、インドでは「スワラージ憲法」を作成する独自の試みが行われ、当面の目標として自治領の地位の獲得を掲げ、分離選挙区制を否定して成人普通選挙と合同選挙区制を勧告したネルー報告 (Nehru Report) が8月に公表された。インドの完全独立を目指す会議派内の左派はこの報告を批判し、会議派自身、1929年12月、ラーホールにおける大会で、会議派憲章におけるスワラージの意味を完全独立と定義し、ネルー報告を葬む

っている。

しかし、ラーイは、ネルー報告の発表直後、インド独立闘争の新しい段階が始まったと高らかに謳い、そこに描かれた将来の政府にかんする構想に反対する者は「インドの敵」と表現してもよいと断言している⁽¹⁾。たしかに、この報告に盛られた憲法の基本原則こそラーイの政治思想の到達点でもあったといえる。

会議派全国委員会が議会の被選出議員や政党指導者と相談してスワラージ憲法を作成するよう運営委員会に指示したのは、1927年5月であった。会議への招請状の送り先には、ムスリム連盟、ヒンドゥー・マハーサバーのほか、全インド労働組合会議、「ボンベイの共産党」(インド共産党?)、「ボンベイ労働者・農民党」も含まれていた。1928年2月、デリーで第一回の全政党会議(All Parties' Conference)が開かれ、8月、ラクナウにおける会議で、モーティーラール・ネルーを長とする委員会の作業を通じて作成された報告が採択されている。このラクナウ会議で、ラーイはネルー報告支持の決議を提出したのである。

さらに、ラクナウ会議はこの報告を基礎として憲法の条文を作成するためネルー委員会を再任命し、ラーイも協力を約束したが、委員会の補足報告が発表されたときには、ラーイはこの世を去っていた。補足報告の冒頭には「主要報告とラクナウ決議が全土にひろく受け入れられたのは彼の深い熱意と不屈の努力に負っている」とのべられ、ネルー報告への貢献を「彼の生涯の最後の偉大な活動」と讃えていた。ラーイの政治思想と活動の歴史的役割を究明するためには、彼のネルー報告への強力な支持のもつ意味をさぐらなければならない。

まず、会議派内の左右両派の論争の焦点となっていた「完全独立」か「自治領の地位」かの問題にたいするラーイの対応である。この見解の対立については、実質的な相違はなく心情的なものであったという議論も存在するが、⁽²⁾「完全独立」の要求が会議派内への社会主義思想の浸透のなかでうまれてきた事実是否定できない。

すでに、1927年3月、ラーイは彼のかかわってきた全インド労働組合会議におけるボンベイ・グループ(コミュニスト)の影響力の増大に危機感をもち、「インドの労働運動に Kommunismus の色をつけることは運動の生まれるまえに事実上これを窒息させることである」と警戒を強めていた。⁽³⁾

会議派がはじめて「完全独立」の要求を採択したといわれる1927年12月のマドラス大会へのコミュニストのかかわり方⁽⁴⁾、そして、ソ連を訪れて帰ったばかりのジャワハルラール・ネルーへの彼等の協力からみても、ラーイの会議派内の左派にたいする不信は募っていたと思われる。

1928年6月、ラーイは「完全独立」と経済的変革を求めるグループを次のように批判していた。⁽⁵⁾

「私は、イギリスであろうとボルシェヴィキであろうと外国の援助にたいしては深い疑いをもつ。偉大な愛国者、社会主義者を装っているインド人が外国の影響下に活動していることを事実として私は知っている。あらゆる外国の援助を斥けるわけではない。しかし、私はまず彼等の誠実さを疑うのである。……すべての民族主義者、穏健派、スワラジスト、その他の者はすべての者に受け入れられる綱領で統一すべきである。完全独立と信条の変更にかんするあらゆる論議はや

めるべきである。」

ラーイは、ジャワハルラール・ネルーとスパーシュ・チャンドラ・ボースを一応この非難の枠の外に置き、彼等の誠実さを信じられなくなるくらいならば私自身に信頼を失ってしまうだろうとのべている。この言葉がさきにふれたG・D・ビルラー宛の書簡と同じ月に吐かれていることは、当時、ラーイの思想が、その「コミユナリズム」においても「民族主義」においても深刻に揺ぶられていたことを示すものであろう。

第二に、ネルー報告は、藩王国の将来と言語別州再編成にかんする提案もおこなっている。それによると、現在の州の編成は、偶然と、イギリス権力の成長に伴う状況に由来し、なんら合理的基礎をもたず、州再編成の原則は、なによりもまず、人民の意志と地域の言語的統一性でなければならないと論じられていた。1920年の会議派ナーグプル大会における言語別州再編成への展望はここに憲法の基本原則の一つとして認められたのである。

しかしながら、言語別州再編成は当然藩王国の境界を横切らなければならない。ネルー報告は、藩王国について将来のインド連邦への参加を希望し、そのために藩王国内部の政治行政制度の変更を期待しつつも、当面は新しいインド連邦がイギリスの藩王国にたいする条約上の権利・義務を継承することを求めている。それ故、言語別州再編成は藩王国の壁に突き当たり、トラヴァンコール、コーチーン両藩王国をかかえるケーララ州の成立については「勧告の用意がなく」、マイソール藩王国を不可欠の部分とするカルナータカ州の実現についても「明白な实际的困難」を指摘していた。イギリス植民地支配を支える藩王国体制への内部からの変革の欲求に答えていないネルー報告の情勢分析にラーイは異論をはさまなかった。

第三に、公用語の問題について、ネルー委員会の補足報告は、「連邦の言語は、ナーガリー、あるいはウルドゥー文字で書かれるヒンドゥスターニーとする。英語の使用は認められる」と規定し、州の段階では、州の主要言語をその州の公用語とし、ヒンドゥスターニーと英語の使用も認め、言語上のマイノリティに属する子供達への教育用語についても配慮を加えている。ラーイが1920年に著わした『インドの民族教育の問題』でも、ヒンドゥスターニーを国語とし、「知識の迅速な伝播を妨げる」という理由で英語の国語化を斥けていた⁽⁶⁾。補足報告の段階で勧告に登場した「言語」の項目にラーイはなんらかの役割を果たしたのであろうか。このような疑問が生ずるのは、それが彼の実践的な民族教育論にすぐれてかかわっているからである。

第四に注目される点は、基本的権利（Fundamental Rights）にかんする諸規定である。

ネルー報告によれば、英自治領の憲法のうち基本的権利にかんする規定をもつのは、アイルランド自由国だけであり、その理由は、他の自治領がイギリス人の植民に起源をもつのにたいし、アイルランドが自分の意志に反してイギリス支配下に置かれたことにありとされ、アイルランドとインドとのあいだに歴史の共通性を感じとっている。アイルランド問題は、1920年代のインドにおいて、「革命派」から「憲政派」にいたるまでひろくインドの民族主義者達に影響を与えていた。

ところで、基本的権利の規定の特徴の一つは、財産権が基本的権利に含まれていることであ

り、この点はインド憲法へと継承されている。

また、主要報告では、現在のわずかの救済で将来の農民の権利を売ってはならないとして小作権の安定についてふれなかったが、補足報告では、議会による公正な小作料と小作権の安定を確保するための立法を促している。農民問題が民族主義者の避けて通ることのできない問題となったことを示すものであろう。

さらに、不可触制と基本的権利の規定とのかかわりの問題がある。アンベードカルは、不可触民のために、成人普通選挙の場合には議席の留保、制限選挙の場合には分離選挙区制を主張していたが、ネルー報告は、不可触制の廃止ないしは不可触民の社会的・経済的地位の向上は、議席の留保や分離選挙区制という「不健全で有害な」原理を不可触民に拡大することによってではなく、「被抑圧階級」にたいし教育その他の便宜を提供し、その前進のためのあらゆる障害を除去することによって達成されるとして、公道や公共の井戸等への市民の平等な権利や、カーストを理由とする雇用や職業のうえでの差別を禁ずることを基本的権利の規定のなかに織り込んでいる。アンベードカルが起草委員長となり、不可触制の廃止が宣言され、不可触民のための議席の留保が認められたインド憲法とのもっとも重要な相違の一つがここにある。それはまた、ラーイとアンベードカルとの対立点を鋭くあらわしている。

ラーイが「権利宣言」を完璧なものと讃えたのは、⁽⁷⁾ネルー報告において「ブルジョア憲法」の基本的権利の規定とラーイのヒンドゥー「社会改革」論とが矛盾なく調和していたからでもあろう。

国家と宗教との関係について、ネルー報告は、明確に、「国教」はなく、宗教を理由とした国家による優遇ないし差別のないことを指摘していた。ムスリムの「攻撃」にたいするヒンドゥーの「防禦」を擁護してきたラーイにとって、「スワラージ」のスタートラインにおける「世俗主義」はむしろ歓迎するところであったろう。そして、ラーイは、ネルー報告のこの「世俗主義」の視点の故にコミユナル問題についての勧告を全面的に支持したのである。

コミユナル問題、とくに、宗教コミュニティ別議席配分こそネルー委員会にとって最大の難関であった。

まず、委員会は、コミユナル問題をなによりもヒンドゥー・ムスリム問題としてとらえている。そして、1909年以來植民地支配の貫徹のために導入された分離選挙区制を、多数者をマイノリティーから独立させ、通常敵対的にし、マイノリティーはつねに多数者の敵意に直面し、後者は数の力で前者の意志を踏みにじることができるとして斥けた。その限りでは、ネルー報告は植民地支配体制への批判を行っていたのである。

そこで問題となったのは、わずかではあるがムスリムが人口の過半数を占めるパンジャブとベンガルにおけるムスリム議席の留保の要求にどのように対応するかであったが、人口の地域的分布がそれぞれの宗教コミュニティから適切に代表を送らせるように構成されており、議席の前以ての留保は認められないと結論された。そして、ムスリムの不安の底にあるものは、ヒンドゥーやシクに比しての経済的・教育的地位の低さであり、それは、経済的・教育的向上のための保

護・保証によって解決されるべきであると指摘し、独立後のインドが直面する問題はコミユナル問題ではなく、経済的問題となると予測している。ネルー報告は、「世俗主義」の立場から議席の留保をも基本的には斥けたのである。

もっとも、パンジャブ、ベンガル以外のムスリム・マイノリティーについては、必ずしも人口比に見合った代表を送ることができないことを認め、要求のあった場合には、人口比に応じた議席の留保を中央・州議会のために10年を限度として認め、補足報告では10年後にも再考の余地を残した。しかしながら、この一時的な「コミユナリズム」の導入はあくまで「必要悪」として認められたのであった。

このような過程は、一見、コミユナル問題にたいするネルー報告の世俗主義の勝利を示しているようにみえるが、そうした断定は下しにくい。「スワラージ憲法」作成の当初の段階では、ムスリム連盟のジンナー派が会議派に呼応していた。しかし、ヒンドゥー・マハーサバーは、パンジャブとベンガルでムスリムに議席を留保することなどムスリムへの「譲歩」に頑強に反対し、このため、ジンナー派は1928年12月末まで討議の過程に参加せず、ネルー委員会にも選ばれていない。これまで条件付きながら合同選挙区制を認める用意のあったジンナーは、やがて、分離選挙区制の維持をふくむ「14項目」の要求を提出するにいたる。全政党会議の最大の課題の少なくとも一つであったコミユナル問題の討議がムスリム連盟の参加を欠き、逆にこのネルー報告の作業を通じてより困難な状況に立ちいたったことは、ジンナー派のコミユナル意識にのみ帰することができるであろうか。⁽⁸⁾

ネルー報告の勧告について、バルマーナンドなどパンジャブのヒンドゥー・サバーのメンバーの一部は、ヒンドゥーを多数者ムスリムの犠牲にするものであると反撥したが、ラーイは、よりひろい「民族主義」の立場から、パンジャブの強力なマイノリティーであるヒンドゥーのために議席の留保を要求する人達を批判した。⁽⁹⁾そこには、ヒンドゥーのための議席留保が、誰がヒンドゥーを代表しうるかをめぐってカーストで引き裂かれたヒンドゥー社会をさらに分裂に導き、なかんずくカースト・ヒンドゥーと不可触民との軋轢を深めるという危機感が存在したのである。「ヒンドゥーの連帯」という立場からも、インド人の意識は「民族主義」のなかに解き放されねばならなかった。かくして、ラーイは、晩年の思想的な迷いにもかかわらず、ヒンドゥー・サバー運動の指導者としての1920年代半ばの彼の思想から離脱したのではなく、むしろネルー報告のなかにそれを凝縮させることによって新たな確信を甦らせたとみるべきであろう。ネルー報告の「世俗主義」とラーイの「コミユナリズム」は共存することが可能だったのである。そのことはまた、ムスリム連盟の「コミユナリズム」を切捨てたネルー報告の「世俗主義」がヒンドゥー・マハーサバーの「コミユナリズム」からどれだけ自由であったかという問いを投げかけている。

アンベードカルはネルー報告を「上層階級のヘゲモニーとブラーフマン支配」を維持するためのものとして批判し、シンド州のようにムスリム多数州を成立させるよりもムスリムに分離選挙区制を与えることがよいとした。全政党会議には、ヒンドゥー・マハーサバーやノン・ブラーフマ

ンの組織は招待されても、不可触民の組織は招かれなかった。¹⁰⁾ 帝国主義支配の有力な武器であった分離選挙区制を批判したネルー報告は、労働者の団結権を定め、公的施設のすべての人々への解放を謳いながらも、都市・農村を問わぬ社会の底辺層の背負っている課題への展望は抽象的な表現にとどまり、そこにも昂揚する民族解放運動のなかでネルー報告が葬むられる原因があったといえよう。

しかし、ネルー報告は、その運命如何にかかわらず、インドの国家構想の基礎を据えている。ガンディーが「村落の自治」にどのような位置を与え、非暴力についてどのような考えを抱いていたとしても、報告は議会制度を政治的意志の決定手段として確定し、軍隊を国家機能の不可欠の一部とした。ガンディーの「非協力」の思想を批判したラーイは、議会人としてサイモン・ボイコットを行ない、また、彼にとって国防は財政とならぶ「スワラージ」の重要な柱だったのである。この点では、ラーイの政治思想は確実に1930年代の会議派の路線へと接続していく。

これまでネルー報告をやや詳細にたどってきたのは、インド近代・現代史上におけるラーイの役割が多岐にわたり一見拡散的であるように見えながらも、彼の思想がネルー報告の核心部分に結晶しているように思われたからである。すでにみたように、ネルー報告とインド憲法とのあいだにはその基本的特徴において多くの共通性がある。この点で、我々は、イギリス植民地支配の法、1935年統治法からインド憲法への法的連続性のもつ政治的意味の検討とともに、ネルー報告からインド憲法への内容上の連続性にも注目しなければならない。ラーイがネルー報告に賭けて当時の歴史的状況のなかで何を守ろうとし、どのような独立国家の構想を描いたかは、第二次世界大戦直後の民族解放運動の昂揚期から独立の達成を経てインド憲法の制定にいたる時期のパターの役割を類推させるものがある。もちろん、1920年代末のラーイは、第二次世界大戦後のパターほど決定的な役割を果たしたわけではない。それどころか、イギリス支配者はネルー報告の要求を事実上無視し、「民族主義者」ラーイの行動をも打ち砕こうと試みた。その結果、ラーイは、その生涯の最後の瞬間において、自己の身に受けた「民族的屈辱」を通して反帝国主義の意識を鮮烈にし、その悲劇的な死を媒介として同時代の民族解放運動へと連なっていったのである。

二 「サイモン・ボイコット」とラーイの死

1928年1月、中央議会のメンバーであったラーイは、サイモン委員会にたいする抗議の表現として議会ボイコットの戦術に訴えることに反対した。ボイコットのあいだにヒンドゥーの利益にかかわる問題が議会に提出されるかもしれないと懸念したからである。¹¹⁾ しかし、翌月、彼は、中央議会のサイモン委員会にたいする非協力を内容とした決議を提出し、68票対62票で通過させることに成功した。ジンナーもこの決議には賛成票を投じている。ラーイの議会活動が、イギリス植民地主義批判とヒンドゥーとしての危機意識とを同居させながら展開されていたことが理解できよう。

10月30日にサイモン委員会のラーホール到着が予定されたとき、ラーイはその日の夕刻の集会

の議長を引き受けていたが、デモに加わるつもりはなく、その禁止令が出たことを知ったときに参加を決意した。ラーホール駅近くでデモの前列にあったラーイは胸に警官のラティーの直撃を受けた。そして、この攻撃による肉体的・精神的苦悶のうちにラーイは11月17日に他界している。中央議会は、ラーイにたいする攻撃が意図的なものであったかどうか、ラーイに加えられたラティーが彼の死に影響を与えたかどうかを討議したが、モーティーラール・ネルーは事実がいわれている通りであるとすれば殺人以外のなにものでもないと言明した。⁽¹²⁾

この日のデモの組織化にはバガット・シンなど青年インド会議のメンバーが活躍し、ラーイを先頭に立たせたといわれている。彼等は、事件直後に群衆を指揮してその場に坐らせたラーイの態度にも不満であったらしい。⁽¹³⁾しかし、夕刻の演説で、ラーイは、今日の午後我々に加えられた攻撃はイギリス帝国の死体を納める棺の釘となろうと宣言し、我々は非暴力闘争を誓っているが、もしも政府がこのような振舞いを続けるならば青年達はインドの独立のために我々の手を離れていくだろう、もしも政府がそのような日を彼等に強いるならば、私はそのとき生きているにせよいないにせよ背後から彼等を祝福すると警告していた。⁽¹⁴⁾ラーイの死にたいする悲しみと怒りはインド全土を覆ったが、パンジャブでは、これまでラーイを批判してきたバガット・シンらのグループが1928年9月に成立したインド社会主義共和軍（Hindustan Socialist Republican Army）の名において「三億の人民の敬愛する指導者」ラーイへの攻撃を、民族への侮辱とインドの青年達への挑戦であると受けとめ、12月17日、警官サンダースを殺害した。彼等は「人間による人間の搾取を終らせる革命」を目指していると表現していた。

1928年は、パテルの指導のもとに現在のグジャラート州バルドーリーで地稅引き上げに反対するサティヤグラハが行われた年でもある。7月に、このサティヤグラハに言及して、ラーイは次のように記していた。⁽¹⁵⁾

「インドにおける状況は革命の方向に流れているのではないかと怖れる。我々はそれを望んでいないし、擁護もしない。しかし、我々は警告を与えることができる。経済的苦境がインドの民衆のあらゆる層に拡がっている。とくに、耕作者、労働者、中産階級のあいだで著しい。」

8月に発表されたネルー報告は、ラーイにとって、「スワラージ」の意志の表明であると同時に、「革命」への状況から「民族」を守る思想的武器でもあったのである。

ラーイは警察のラティーを胸に受けた日の演説のなかで、今日の攻撃への責任の一端はサイモン委員会にたいするインド人協力者達にもあるとし、アンベードカルを重ねて批判した。

「彼（アンベードカル）は、我々が彼等（不可触民）の権利の擁護のために現に正統派と血のにじむ闘いをしていることを知らない。背後に絶対に政治的動機ももたなかった我々が彼等の要求を支持して正統派の人達と粘り強い闘いをしたことを、彼は知らない。前世紀80～90年代のことである。私はアンベードカル博士にたいしいまや彼がチャンピオンとなった被抑圧階級のためにどのような公的な奉仕の記録を自身で持っているか示すよう求める。」

この問いがラーイの死までにアンベードカルのもとに届いていたかどうかは現在のところわか

らない。ラーイの死を知ったアンベードカルは眼に涙をため、警察の迫害を非難した。アンベードカルは、ラーイの不可触民の地位向上のための運動を不十分と考えたが、「政治と社会改革を切離さなかった」ことを評価した。⁽¹⁶⁾

ラーイは晩年まで「社会生活におけるスワラージ」に関心を持ち続け、1928年にも全ケーララ小作人会議の議長を依頼されたのを機会に南インドのカースト制と不可触制の現実を見ている。しかし、ラーイはカースト制度の現状をヒンドゥーイズムの側から最大の危機としてとらえたのであり、アンベードカルが焼き捨てたマヌの法典についても異議のある慣行を定めていることは疑いないが民族の誰もが誇りにしてよい書物と考えていた。⁽¹⁷⁾

おなじく不可触民の問題に深くかわり、カースト制度をも規定する植民地支配の現実を生きながら、ボイコットの嵐のなかでアンベードカルが不可触民の要求を敢えてサイモン委員会に提出し、そのボイコット運動のさなか植民地支配者の暴力を自分の身体に受けたラーイが、アンベードカル運動の対極に、インドのブルジョアジーの代表的存在としてガンディーと会議派を支えてきたビルラーの「愛国心」を据えたところに、この論争の悲劇性と時代的性格とが象徴的に示されている。

このように、1920年代のラーイの政治思想を形作ってきた「民族主義」と「コミューナリズム」は、新たな政治的潮流との緊張関係のなかで、ネルー報告への強力な支持に凝縮されていった。ラーイの最後の大衆集会での演説には、ネルー報告の要求をもゆるさぬ植民地権力への憤りとそれを通して描いた同時代史像がある。ラーイは、その悲劇的な死において、かつて彼が育てた「革命派」に再び連なったが、辛うじて接点をもちえたラーイとアンベードカルとの思想的ないし運動上の距離はおおいがたかった。

アンベードカルも指摘するように、ラーイの思想と行動の特徴は、19世紀末以来死にいたるまで政治と「社会改革」を切離さなかったことにあったが、同時に、そのことの故に苦闘に満ちた生涯を送ることになった。

(続)

〔追〕本稿は、同じ標題のもとに『大阪外国語大学学報』46号、1980年にのせた拙稿に続くものである。

(1980. 4. 13)

〔註〕

- (1) *The Tribune*, Aug. 23, 1928.

以下、ネルー報告のテキストは *The Committee Appointed by the All Parties' Conference* (1928), *The Nehru Report—An Anti-Separatist Manifesto*, New Delhi, 1975 を用いる。

- (2) R. N. Aggarwala, *National Movement and Constitutional Development of India*, Delhi, 1956, p.155.

- (3) *The People*, March 20, 1927.

- (4) K. Murugesan and C. S. Subramanyam, *Singaravelu—First Communist in South India*, New Delhi, 1975, pp. 116—117.

- (5) *The Tribune*, June 16, 1928.

- (6) Lajpat Rai, *The Problem of National Education in India*, London, 1920, pp. 170—171.

- (7) *The Tribune*, Aug. 23, 1928.
- (8) ムスリムのネルー報告への反応についてはRam Gopal, *Indian Muslims—A Political History (1858–1947)*, Bombay, 1959, pp. 198–221に詳しい。
- (9) *The Tribune*, Oct. 5, 1928 and Oct. 7, 1928.
- (10) W. N. Kuber, *Dr. Ambedkar—A Critical Study*, New Delhi, 1973, p. 101.
- (11) *The Tribune*, Jan. 26, 1928.
- (12) *Legislative Assembly Debates (Official Report)*, Vol. 1, Delhi, 1929, p. 47.
- (13) Manmathnath Gupta, *Kranti-dut Bhagat Singh aur unka yug*, Delhi, 1972, pp. 159–161.
- (14) *The Tribune*, Nov. 2, 1928.
- (15) *The People*, July 26, 1928.
- (16) Kuber, *op. cit.*, p. 166.
- (17) *The Tribune*, May 20, 1928.